

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月29日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第19号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特別休暇) 第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) [略] (2) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)~(4) [略] 2・3 [略]	(特別休暇) 第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) [略] (2) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)~(4) [略] 2・3 [略]

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。